

平成 27 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

臨時会 会議録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成27年第1回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会 臨時会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧	4
◎ 議事日程その1（7月24日）	5
臨時議長の紹介	6
開会宣告	6
諸般の報告	6
広域連合長の挨拶	7
日程第1 仮議席の指定について	8
日程第2 議長の選挙について	8
◎ 議事日程その2（7月24日）	11
日程第1 議席の指定について	12
日程第2 会議録署名議員の指名について	12
日程第3 会期の決定について	12
諸般の報告	13
日程第4 副議長の選挙について	13
日程第5 議会運営委員の選任について	14
日程第6 報告第1号から報告第3号及び議案第12号（上程及び提案理由説明）	15
1 広域連合長 提案理由説明	15
2 事務局次長 提案理由説明	16
日程第7 上程議案に対する質疑	18
1 藤咲芙美子君 質疑	18
日程第8 上程議案に対する討論及び表決	22

日程第9	議案第13号(上程及び提案理由説明並びに表決)	22
	1 広域連合長 提案理由説明	23
	2 表決	23
日程第10	閉会中所管事務調査について	24
	閉会宣告	24
会議録署名		25
参考資料	議案等審議結果一覧表	27
	議案等質疑通告一覧表	28
上程議案等		29



平成 27 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

臨時会 会議録



茨城県後期高齢者医療広域連合議会



茨城県後期高齢者医療広域連合告示第 30 号

平成 27 年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を下記のとおり招集する。

平成 27 年 7 月 10 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

- 1 日 時 平成 27 年 7 月 24 日 午後 1 時
- 2 場 所 水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号 水戸市議会臨時庁舎
- 3 付議すべき事件
 - (1) 議長の選挙について
 - (2) 副議長の選挙について
 - (3) 議会運営委員の選任について
 - (4) 専決処分の報告及び承認を求めることについて（茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定）
 - (5) 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 3 号））
 - (6) 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 26 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））
 - (7) 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて
 - (8) 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

以 上

議 員 出 席 表

平成27年第1回臨時会

議席 番号	議員の氏名	第1日	議席 番号	議員の氏名	第1日
		7月24日			7月24日
1	村 田 進 洋	○	23	箱 守 茂 樹	○
2	茅 根 茂 彦	○	24	風 見 好 文	○
3	矢 口 清	○	25	浅 野 信 行	○
4	並 木 寛	○	26	小松崎 誠	/
5	塚 谷 重 市	○	27	相 田 一 良	/
6	船 橋 清	○	28	西 山 正 司	○
7	寺 田 寿 夫	○	29	高 柳 孫市郎	○
8	柴 孝 光	○	30	入 江 晃	/
9	中 島 亨 一	○	31	高 木 寛 房	○
10	川 又 照 雄	○	32	市 村 文 男	○
11	大 森 要 二	○	33	小 貫 和 通	○
12	前 田 利 勝	○	34	今 村 和 章	○
13	石 田 安 夫	○	35	藤 咲 芙美子	○
14	阿 部 洋 子	○	36	大 内 則 夫	○
15	市 川 圭 一	○	37	鈴 木 陸 郎	○
16	塩 田 尚	○	38	坂 本 一 夫	○
17	清 水 立 雄	○	39	難 波 千香子	○
18	根 崎 彰	/	40	服 部 隆	/
19	根 本 又 男	○	41	水 垣 正 弘	○
20	又 未 成 人	○	42	宇 野 進 一	○
21	岡 崎 榮 一	○	43	倉 持 功	○
22	武 藤 博 光	○	44	五十嵐 辰 雄	○

説明員出席者（地方自治法121条）

広域連合長	豊田	稔（北茨城市長）
副広域連合長	小谷	隆亮（大洗町長）
事務局次長	幕内	浩之
総務企画課長	皆藤	和明
事業管理課長	滝	浩
給付課長	柴	保之
会計管理者	栗原	千尋

議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊藤	絵里子
書記	滝澤	剛

提 出 議 案 一 覧

- 報告第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定）
- 報告第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号））
- 報告第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
- 議案第12号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて
- 議案第13号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて



議事日程その1

7 月 24 日



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成 27 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会
議 事 日 程 そ の 1

平成27年 7 月 24 日（金）

午後 1 時開議

臨時議長の紹介

開会宣告

諸般の報告

広域連合長の挨拶

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長の選挙について

午後 1 時開会

臨時議長の紹介

○**議会事務局**（伊藤絵里子君） 事務局から申し上げます。

一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、日立市議会議員の茅根茂彦議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

茅根茂彦議員、議長席へ御着席願います。

〔茅根茂彦議員 議長席へ着席〕

○**臨時議長**（茅根茂彦君） ただいま御紹介をいただきました日立市議会の茅根茂彦でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職を務めさせていただきます。よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

開会宣告

○**臨時議長**（茅根茂彦君） 御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は38名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○**臨時議長**（茅根茂彦君） この際、諸般の報告を行います。

議長が選出されるまでの議事日程につきましては、お手元に配付してあります議事日程その1のとおりでありますので、御了承願います。

広域連合長の挨拶

○臨時議長（茅根茂彦君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長、豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） 6月10日から茨城県後期高齢者医療広域連合長に就任をいたしました北茨城市長の豊田稔でございます。平成27年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の開会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、本日は大変御多用中のところ御出席をいただき、ありがとうございます。また、日頃から高齢者医療制度の円滑な運営に御尽力をいただき、心より感謝を申し上げる次第であります。

さて、国におきましては、先月30日に「経済財政運営と改革の基本方針2015」の閣議決定をし、経済・財政一体改革を推進することにより、平成32年度の財政健全化目標を堅持しながら、基礎的な財政収支赤字の対GDP比を1%程度とする中間目標を設定いたしました。重要課題として位置づけられた社会保障分野につきましては、社会保障関係費を直近3年間の実質的増加分に相当する水準におさめることを目指し、社会保障制度の効率化に向けた多くの改革事項を盛り込んでいるところであります。

これらの基本方針は、今後の医療制度改革の方向性に反映され、後期高齢者医療制度に大きく影響することが想定されます。私ども広域連合といたしましては、制度運営を円滑に推進していく立場から、今後もその動向に関心を持ち、関係市町村と連携をしながら、適切に対処してまいり所存であります。

本日は、平成26年度一般会計及び特別会計補正予算等の専決報告並びに副連合長及び監査委員の選任同意案件など、重要案件について御審議をいただくこととなっておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、本県の高齢者の皆様が安心して医療を受けることができますよう、当広域連合の長として精いっぱい努めてまいりますとともに、今後とも広域連合の円滑な事業運営に、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（茅根茂彦君） ありがとうございました。

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（茅根茂彦君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席のとおりと指定いたします。

日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（茅根茂彦君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（茅根茂彦君） 御異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（茅根茂彦君） 御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

議長に、村田進洋議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました村田進洋議員を、議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（茅根茂彦君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました村田進洋議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました村田進洋議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

それでは、村田進洋議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（村田進洋君） ただいま皆様方の御選任によりまして議長に就任いたしました村田進洋でございます。

先ほど、連合長さんがお話になりましたように、国も県も市町村も、まさに後期高齢の問題に関しては重要な課題であると私も認識をいたしております。にもかかわらず、今回、私どもが全国市議会で学んだ一つの例題を挙げますと、CCRC、御存じの方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、中央にいらっしゃる高齢者、後期高齢の方々を地方に移そう、そしてそこで伸び伸びと元気に住んでいただくという、一つの国の施策といいますか、そういう方針が打ち立てられて、これからその問題が市町村にも普及してくるのではなかろうかと思えます。

そんな中であって、私ども茨城県としては、皆さんも御存じのように、4人に1人がもう後期高齢者、そして郡部に参りますと3人に1人が後期高齢者といっても過言ではありません。

そんな中で、私ども、その問題をとらえて、これから若い世代を多く育てなければならぬ茨城県としては、果たしてそれでいいのかどうかということもこの私たちの一つの後期高齢の議会にかかっている問題ではなかろうかと私は考えております。

そういうことを一つ例に挙げましても、今後とも皆さんの貴重な御意見を賜りながら、この後期高齢の議会が円滑に参りますよう努めてまいりますので、今後とも御指導のほどよろしくお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。本当に今日はありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（茅根茂彦君） ありがとうございます。

以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了いたしました。

先ほど年長のゆえをもちまして臨時議長という御指名をいただき、皆様の御協力によりまして議長選挙を滞りなく終了いたしました。議員各位の御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

本席を議長と交代をいたします。

〔臨時議長 茅根茂彦君 退席、議長 村田進洋君 着席〕



議事日程その2

7 月 24 日



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成 27 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会
議 事 日 程 そ の 2

平成27年 7月24日（金）

午後 1 時開議

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
諸般の報告
- 日程第 4 副議長の選挙について
- 日程第 5 議会運営委員の選任について
- 日程第 6 報告第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（茨城県
後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例の制定）
報告第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26
年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
（第 3 号））
報告第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26
年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計補正予算（第 3 号））
議案第12号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同
意を求めることについて
- 日程第 7 上程議案に対する質疑
【報告第 1 号から報告第 3 号及び議案第12号】
- 日程第 8 上程議案に対する討論及び表決
【報告第 1 号及び報告第 3 号及び議案第12号】
- 日程第 9 議案第13号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を
求めることについて
- 日程第10 閉会中所管事務調査について
閉会宣告

- 議長（村田進洋君） それでは、これより議会事務局職員に印刷物を配付させるため、少々時間をいただきます。

〔印刷物配付〕

- 議長（村田進洋君） 配付漏れはございませんか。

議事日程その1以降の議事日程につきましては、ただいまお手元に配付させていただきました議事日程その2のとおりでありますので、御了承を願います。

日程第1 議席の指定について

- 議長（村田進洋君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

議席は、ただいまの着席のとおりと指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

- 議長（村田進洋君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、2番茅根茂彦議員、3番矢口清議員、以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

- 議長（村田進洋君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（村田進洋君） 御異議なしと認め、よって、会期は本日1日と決しました。
-

諸般の報告

○議長（村田進洋君） この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議案説明のため本臨時会の議会に出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者のとおりでありますので、御了承願います。

以上、報告いたします。

次に、議場の空調関係で暑いと思われるときには上着をお脱ぎになられても結構でございますので、どうぞ暑いと思われる方はお脱ぎになってもよろしゅうございます。

日程第4 副議長の選挙について

○議長（村田進洋君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村田進洋君） 御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村田進洋君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

副議長に、小貫和通議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました小貫和通議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村田進洋君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小貫和通議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小貫和通議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

それでは、小貫和通副議長から御挨拶をお願いいたします。

○副議長（小貫和通君） ただいま御選任をいただきました、副議長の職を務めることになりました、茨城町議会議長の小貫和通でございます。

先ほど来、議長さんからお話ございましたように、非常に後期高齢者というような高齢化社会を迎える中で、課題が非常に多くございます。

ただいま議長さんからお話がありましたように、議長さんを補佐し、副議長としての職務を果たしてまいりたいと思います。それには皆さん方の温かい御支援、御協力をいただかなくてはなりません。どうぞよろしく願いをいたします。（拍手）

○議長（村田進洋君） ありがとうございます。

日程第5 議会運営委員の選任について

○議長（村田進洋君） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第4条の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村田進洋君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで議長から提案を申し上げます。

先ほど選任いたしました議会運営委員をもって議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選を行いたいと思いますが、この際、暫時休憩といたしますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村田進洋君） それでは、暫時休憩。

午後 1 時19分休憩

午後 1 時33分再開

○議長（村田進洋君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議会運営委員会が開催されました。

ここで、議長から、議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について御報告申し上げます。

議会運営委員長に市村文男議員、副委員長に鈴木陸郎議員が選任されました。

以上であります。

日程第 6 報告第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定）

報告第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 3 号））

報告第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））

議案第12号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて

○議長（村田進洋君） 次に、日程第 6、報告第 1 号から報告第 3 号及び議案第12号につきまして、提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） 平成27年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会に当たり、提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号から第3号までの案件につきましては、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものであります。

報告第1号、後期高齢者医療に関する条例について、保険料の軽減判定所得の基準を見直し、保険料の軽減措置の拡充を図るため必要な改正を行ったものであります。

報告第2号、平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)は、歳出予算の金額を組み替えたものであります。

報告第3号、平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285万2,000円減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,847億7,416万8,000円とするものであります。

議案第12号、副広域連合長小谷隆亮氏が、本年7月28日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成25年7月から本広域連合の運営に多大なる御尽力をいただいております。つきましては、引き続き同氏を選任したいので、同意をお願いするものであります。

以上、4件につきまして提案理由を御説明申し上げます。御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

なお、ただいま御説明をいたしました報告第1号から報告第3号の詳細につきましては、事務局次長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(村田進洋君) 次に、事務局次長、幕内浩之君。

[事務局次長 幕内浩之君 登壇]

○事務局次長(幕内浩之君) それでは、ただいま連合長の命がありましたので、私の方から、報告第1号から報告第3号の内容につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

恐れ入りますが、第1分冊、議案書の3ページをお開き願いたいと思います。

初めに報告第1号、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、低所得者における保険料軽減対象者の拡大を図るために所要の改正を行うものでございます。

保険料の均等割額の5割及び2割が軽減される被保険者の軽減判定所得基準につきまして、現行では世帯の被保険者数に5割軽減者は24万5,000円、2割軽減者は45万円をそれぞれ乗じて得た金額に基づき算定しておりましたが、改正後は、世帯の被保険者数に5割軽減者は26万円、2割軽減者は47万円をそれぞれ乗じて得た金額に基づ

き算定することになり、保険料の軽減対象枠を拡大するものでございます。

次に、報告第2号について御説明申し上げます。

第1分冊、議案書8ページをお開き願いたいと思います。

平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきましては、平成26年度決算見込みを精査しましたところ、総務費に不足額が生じる見込みであったことから、不用額が生じる見込みである民生費及び予備費から総務費へ充当するため、歳出予算の組み替えを行ったものでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費を400万円増額し、3款、民生費、1項、社会福祉費を300万円、5款、予備費を100万円、合わせて400万円を減額しております。

次に、報告第3号について御説明申し上げます。

第1分冊、議案書の12ページをお開き願いたいと思います。

平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算につきましては、特別高額医療費共同事業拠出金について事業費が確定したこと、並びに総務費について精査をしたところ不用額が生じる見込みであることから所要額を補正したものでございます。

詳しくは、第2分冊、議案説明書で説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案説明書18、19ページをお開き願いたいと思います。

まず歳入でございますが、5款、特別高額医療費共同事業交付金につきましては、国から交付される交付金の増額が見込まれましたことから、14万8,000円増額しております。

7款1項、一般会計繰入金につきましては、一般会計における繰出金の減額にあわせて300万円減額しております。

次に、歳出について御説明いたします。

20、21ページをお開き願います。

1款1項、総務管理費につきましては、事務事業に不用額が見込まれることから300万円減額しております。

4款1項1目、特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、国民健康保険中央会より提示されました拠出金確定額が見込みを上回ったことから、14万8,000円増額をしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田進洋君） 以上で、提案理由の説明は終了しました。

日程第7 上程議案に対する質疑

○議長（村田進洋君） 日程第7、上程議案に対する質疑を行います。

あらかじめ発言通告がありました発言者に申し上げます。

発言者の発言時間は15分以内といたします。

それでは、質疑を許します。

35番、藤咲芙美子君。

[35番 藤咲芙美子君 登壇]

○35番（藤咲芙美子君） 城里町の藤咲芙美子と申します。

広域連合議会は初めての質問です。どうぞよろしく願いいたします。

発言通告に基づいて、3点質問をいたします。

最初に報告第1号、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の報告及び承認を求めることについて質疑します。

今回の条例改正によって、保険料均等割の5割軽減、2割軽減の対象者が拡大されます。軽減対象者はそれぞれ何人から何人に増えるのでしょうか。また、保険料軽減額はそれぞれ幾らから幾らに増えるのでしょうか、明らかにしてください。

今回の軽減措置の拡大とともに5月27日に成立した医療保険制度改正関連法で現行の9割や8.5割の軽減特例措置を政令で廃止する方向が示されました。特例軽減がなくなれば、現在、8.5割減額を適用されている人の保険料は7割減額となり、保険料は2倍に引き上がります。年収が80万円以下で9割減額を適用されている人の保険料も7割減額となり、その場合、負担は3倍に跳ね上がります。健保・共済の扶養家族だった人は後期高齢者医療制度に移って2年以内なら5割減額、3年目以降は全額負担とされますが、そうなれば保険料は現行の5倍から10倍です。まさに低所得、低年金の高齢者を狙い撃ちにした大負担増になります。連合長はどうお考えでしょうか、所見をお伺いします。

5割、2割軽減対象者を拡大する条例改正を行う根拠となった法律は持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律だと思いますが、どうでしょうか。

また、対象者を拡大する理由について説明してください。

次に、報告2号、平成26年度一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関して質疑します。

歳出、第2款、総務費、第19節、職員管理経費、派遣職員人件費負担金400万円の増額について説明してください。

第3点目は、報告3号、平成26年度特別会計補正予算（第3号）の専決処分に関して質疑します。

歳入、第5款1目、特別高額医療費共同事業の内容を説明してください。

また、歳出、第1款、総務費、重複頻回訪問指導業務について、どんな業務内容か説明ください。委託はどこのだれに委託されますか。対象者はどのぐらいの人数を見込んで予算計上されたのでしょうか。また、訪問指導した人は何人おられて、指導により改善された方は何人ですか、お聞きします。説明をお願いいたします。

○議長（村田進洋君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局次長、幕内浩之君。

〔事務局次長 幕内浩之君 登壇〕

○事務局次長（幕内浩之君） それでは、ただいま藤咲議員から御質問のありましたことについてお答えをいたします。

まず後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてお答えいたします。

本年度の保険料の賦課の状況につきましては、保険料均等割額5割軽減対象者は、平成26年度の2万3,614人から3,258人増えまして2万6,872名、2割軽減者は平成26年度の2万2,471人から3,362人ふえて2万5,833人です。また、軽減額については、5割軽減分が平成26年度4億6,637万6,500円から約6,400万円増えまして5億3,072万2,000円、2割軽減分が平成26年度1億7,752万900円から約2,600万円増えて2億408万700円となっております。合計しますと、軽減対象者は平成26年度から約6,000人増え、軽減額は約9,000万円増える結果となっております。このうち、今回の改正により新たに軽減対象となった方及び軽減額が変更となった方は約2,600人で、軽減額は約2,700万円となっております。

次に、所得の低い方に対する保険料軽減の特例措置は、平成20年度の後期高齢者医療制度発足以降、激変緩和の観点から設けられ、現在まで継続しているところです。平成29年度からこの特例措置を原則的に廃止する方針が厚生労働省から示されたところですが、特例措置が廃止された場合、被保険者の負担が急増し、混乱が予想されます。このため、広域連合では、昨年11月と本年6月に全国後期高齢者医療広域連合協議会を通し、見直しに当たっては被保険者の過度の負担や急激な変化とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講ずることとし、実施に当たっては国からの十分な説明と周知を行うことを厚生労働大臣に対し要望をしているところでございます。

最後に、今回の均等割額5割、2割軽減の拡充についての改正は、平成27年1月14日に閣議決定された平成27年度税制改革大綱を受け、保険料負担の適正化を図るため、経済動向を踏まえて行われました。改正の根拠となる法令は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条第4項でございます。

続きまして、一般会計補正予算についてお答えいたします。

当広域連合には、市町村から28名、県から2名、合計30名の職員が派遣されておりますが、職員の給与につきましては、派遣元市町村から一旦直接本人に支払われた後、広域連合からは給与の実績額を各派遣元市町村等に派遣職員人件費負担金として支払いをしております。

この負担金について、平成26年度の所要額が予算を上回る見込みとなったことから、不足する400万円を専決処分により増額補正をしたものでございます。

なお、派遣職員人件費負担金は、職員の給与、共済費等で2億1,100万円余りの予算措置となりますが、このほか、一般管理費の中で職員に関する経費としましては、時間外手当349万7,000円や、職員駐車場の経費として9台分54万円、職員用公舎賃借料として単身用7戸、世帯用2戸分で679万4,000円などがございます。

続きまして、特別会計補正予算についてお答えをいたします。

特別高額医療費共同事業は、1件当たり400万円を超える特別に高額な医療費が発生した際に、その費用の一部を全国の広域連合が共同で負担する事業でございます。実施は国保中央会が中心となり、各広域から拠出金を集め、特別高額の医療費に応じた交付金が分配されておりますが、当広域に交付された金額は6,542万9,841円で、拠出した金額は4,307万9,486円になります。

なお、各広域の拠出金については、国保中央会からの確定通知が3月になることから、財源不足となったときは、今回のように専決で処分することになります。

次に、医療費適正化事業についてお答えをいたします。

重複頻回受診者訪問指導事業の内容についてでございますが、本事業はレセプト情報等により選定しました重複頻回受診者に対しまして、保健師及び看護師による日常生活における健康管理、医療機関への適切な受診及び療養方法や薬の服用方法などについて指導、助言を行うものでございます。

平成26年度の本事業の委託先は、東京都千代田区にございます株式会社全国訪問健康指導協会で、委託料は244万3,896円でございます。

対象者の抽出条件として、重複受診につきましては、医科の場合、ひと月に5医療機関以上、歯科の場合3医療機関以上受診している方、頻回受診につきましては、ひと月に15日以上の方とし、そのうちの300人を対象に、1人につき2回訪問する予定

で見込み、657万8,000円を当初予算に計上いたしました。

訪問指導した人数は、1回目の訪問が142人、そのうち2回訪問した方が110人で、延べに直しますと252人でございます。2回目の訪問の際に重複頻回受診が改善したかどうかを質問したところ、改善したと答えた方は23名でございます。なお、今後、本年4月分から6月分のレセプトを分析した上で、効果の測定をしてみたいと思います。

以上でございます。

○**議長**（村田進洋君） 1時50分、15番、市川圭一議員が出席いたしましたので、御報告を申し上げます。

35番、藤咲芙美子議員にお伺いします。

ただいまの答弁に対して再質疑はありますか。

○**35番**（藤咲芙美子君） あります。

○**議長**（村田進洋君） 発言残り時間は10分49秒です。

35番、藤咲芙美子君。

〔35番 藤咲芙美子君 登壇〕

○**35番**（藤咲芙美子君） 先ほどいろいろ説明いただきましてありがとうございました。連合長にお伺いをしたいと思います。

この件について、このような状況になって、高齢者は大変な状況になってしまうのではないかと思うのですけれども、その件、ちょっと広域連合長の方からどのような所見なのかをお伺いしたいと思います。

また、一番最後に重複頻回訪問指導のことについてお伺いしたのですけれども、どのような人が対象で、どのような指導を行っていたのかをお伺いしたいと思います。

○**議長**（村田進洋君） 35番、藤咲芙美子君に申し上げます。

ただいまの連合長への答弁の要請は、論説であって議案ではありませんので、事務局次長から報告させます。

事務局次長。

〔事務局次長 幕内浩之君 登壇〕

○**事務局次長**（幕内浩之君） ただいまの質問につきましてお答えいたします。

対象者ということでございましたので、そちらの方につきましては、先ほども申しましたが、医科の場合、ひと月に5医療機関以上、歯科については3医療機関以上を受診している方を重複受診といたしまして、頻回につきましてはひと月に15日以上の方として、その中の300人を対象として実施をしております。

- 議長（村田進洋君） よろしいですか。
- 35番（藤咲美美子君） ありがとうございます。
- 議長（村田進洋君） それでは、上程議案に対する質疑は終結いたします。

日程第8 上程議案に対する討論及び表決

- 議長（村田進洋君） 日程第8、上程議案に対する討論及び表決を議題といたします。
- これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。
- これで討論は終結いたしました。
- これより採決いたします。
- 報告第1号から報告第3号まで、以上3件を一括して採決をいたします。
- お諮りいたします。
- ただいま報告の3件は、いずれも原案のとおり承認することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（村田進洋君） 総員起立。よって、報告第1号から報告第3号までは原案のとおり承認することに決しました。
- これより議案第12号を採決いたします。
- お諮りいたします。
- 議案第12号は、原案のとおり同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（村田進洋君） 総員起立。よって、議案第12号は原案のとおり同意することに決しました。

日程第9 議案第13号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を 求めることについて

- 議長（村田進洋君） 次に、日程第9、議案第13号、茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、矢口清君の退席を求めます。

〔3番 矢口清君 退場〕

○議長（村田進洋君） この際、提案理由の説明を求めます。

広域連合長、豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） 議案第13号、茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任については、矢口清氏を選任したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

○議長（村田進洋君） これで説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村田進洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号につきましてはこれに同意することに決しました。

〔3番 矢口清君 入場〕

○議長（村田進洋君） ここで、ただいま監査委員に選任されました矢口清議員が議場におられますので、御紹介を申し上げ、御挨拶をいただきたいと存じます。

矢口議員。

○3番（矢口清君） ただいま監査委員に御選任をいただきました土浦市議会議長の矢口清でございます。

微力ではございますけれども、誠実に公平に職務を務めていきたいと考えております。皆様方の御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げまして挨拶にかえさせていただきます。（拍手）

日程第10 閉会中所管事務調査について

○議長（村田進洋君） 次に、日程第10、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

これより議会事務局員に印刷物を配付させます。

〔印刷物配付〕

○議長（村田進洋君） 配付漏れはございませんか。

配付漏れなしと認めます。

本件につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申し出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの申し出のとおり決定することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村田進洋君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○議長（村田進洋君） それでは、以上をもちまして今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、平成27年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時06分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長

議 長

2 番

3 番



参 考 資 料



議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
報告第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定)	27.7.24	承認
		27.7.24	
報告第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号))	27.7.24	承認
		27.7.24	
報告第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))	27.7.24	承認
		27.7.24	
議案第12号	茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて	27.7.24	原案同意
		27.7.24	
議案第13号	茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて	27.7.24	原案同意
		27.7.24	

議案等質疑通告一覧表

【議案質疑】

質問者	藤 咲 芙 美 子 議員	
質問事項	質問要旨	
<p>【報告第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について】</p>	<p>(1)保険料均等割の5割軽減及び2割軽減の対象者が拡大されるが、その対象者の人数と軽減額をお聞きしたい。</p> <p>(2)今回の軽減措置拡大とともに今年1月9日に開催された厚生労働省の社会保障審議会において9割及び8.5割の軽減特例措置を2017年度から原則的に廃止していく方向性が示された。後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置を継続すべきと思うが、所見を伺いたい。</p> <p>(3)今回の軽減措置拡大となった理由及び根拠となる法律は何か。</p>	
<p>【報告第2号 平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について】</p>	<p>一般管理費の派遣職員の人件費負担金の内訳をお聞きしたい。</p>	
<p>【報告第3号 平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算】</p>	<p>(1)特別高額医療費共同事業の内容をお聞きしたい。</p> <p>(2)医療費適正化事業費についてお聞きしたい。</p> <p>①重複頻回受診者訪問指導業務の内容</p> <p>②委託はどこに委託するのか</p> <p>③予算計上にあたっての対象者数と金額の見込み</p> <p>④実際に指導をした被保険者の年間人数</p> <p>⑤指導により改善された被保険者数</p>	



上 程 議 案 等



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

報告第1号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第22号）の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年7月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定を専決処分した。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月13日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会田 真一

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

平成27年3月13日

条例第6号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「245,000円」を「26万円」に改め、同項第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

報告第2号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年7月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）を専決処分した。

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）を次のとおり専決処分する。

平成27年3月13日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会田 真一

平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）

平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月13日専決

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入合計		834,531	0	834,531

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		250,067	4,000	254,067
	1 総務管理費	249,907	4,000	253,907
3 民生費		581,315	△3,000	578,315
	1 社会福祉費	581,315	△3,000	578,315
5 予備費		2,000	△1,000	1,000
	1 予備費	2,000	△1,000	1,000
歳出合計		834,531	0	834,531

報告第3号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年7月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

(専決処分の理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を専決処分した。

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第11号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を次のとおり専決処分する。

平成27年3月13日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会田 真一

平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正
予算（第3号）

平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,852千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284,774,168千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月13日専決

茨城県後期高齢者医療広域連合長 会 田 真 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 特別高額医療費 共同事業交付金		42,932	148	43,080
	1 特別高額医療費共同 事業交付金	42,932	148	43,080
7 繰 入 金		3,321,686	△3,000	3,318,686
	1 一般会計繰入金	580,513	△3,000	577,513
歳 入 合 計		284,777,020	△3,000	284,774,168

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		603,037	△3,000	600,037
	1 総務管理費	602,115	△3,000	599,115
4 特別高額医療費 共同事業拠出金		43,132	148	43,280
	1 特別高額医療費共同 事業拠出金	43,132	148	43,280
歳 出 合 計		284,777,020	△2,852	284,774,168

議案第12号

茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めること
について

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）第11条の規定に基づき、副広域連合長に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第162条の規定により、議会の同意を求めるものである。

平成27年 7 月 24日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

氏 名 小 谷 隆 亮
生年月日 昭和14年 5 月 20日
住 所 東茨城郡大洗町磯浜町2905番地

（提案理由）

現在、副広域連合長である小谷隆亮氏は、平成27年 7 月 28日に任期が満了する。よって、副広域連合長として適任である同氏を選任したいため、議会の同意を求める。

議案第13号

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）第17条第2項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員のうちから、下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

平成27年7月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

氏 名 や ぐち きよし
矢 口 清
生年月日 昭和20年2月4日
住 所 土浦市田宮674番地3

（提案理由）

平成27年4月30日に議会選出の監査委員の任期が満了した。よって、監査委員として適任である矢口清氏を選任したいため、議会の同意を求める。